インターンシップ実施に関する覚書

　　　　　大学（以下「甲」という。）と南アルプス市（以下「乙」という。）は、令和５年度に実施するインターンシップの取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

１．インターンシップ（就業体験）研修

　　　乙は、その実施するインターンシップにおいて、甲の学生をインターンシップ生として受入れ、就業体験を実施するものとする。

２．事故災害時の対応

　　　甲は研修を行う学生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させ、研修中及びその往復途上に生じた事故、並びに研修中に財物を破損したことにより乙が被る法律上の損害を賠償する。

３．誓約書の提出

　　　インターンシップに参加する学生は、研修に先立ち乙に対し「誓約書」を提出する。

４．研修の打切り

　　　誓約書に違反する行為が生じた場合は、乙は甲と協議の上研修を打ち切ることができる。

５．遵守事項

　　　甲は研修を行う学生に対し、インターンシップ期間中乙の指示に従うよう指導を行う。また、インターンシップ期間中に知り得た機密事項は一切外部に漏洩しないよう併せて指導を行う。

６．その他の対応

　　　この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

７．覚書の効力

　　　この覚書は、下記の署名日付より研修修了日まで効力を有するものとする。

本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和５年　　　月　　　日

甲　　　住　　所：

　　　　　　　　　　　　学 校 名：

　　　　　　　　　　　　代表者名：

乙　　　住　　所：　　山梨県南アルプス市小笠原３７６番地

　　　　　　　　　　　　受入機関名：　南アルプス市役所

　　　　　　　　　　　　代表者名：　　南アルプス市長 　 金丸　一元